

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「砂川裕紀」を「堀光敦史」に、「堀光敦史」を「山崎達也」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。